

民国初期日中外交交渉における共同調査 —福州事件を中心に—

霍耀林¹

要旨

福州事件は在福州日本領事館の黙認を得て、領事館日本人巡查が指揮の下、周密的な計画を通して、意図的に行われた日中衝突事件である。この事件は日本人によって1919年7月以降漸次下火となりつつあった反日運動を再び高騰させた典型的な事件である。

事件発生した後、在福州日本領事館森浩領事代理は事件の真実を歪曲して、事件の非が全部中国側にあると日本外務省に報告すると同時に、軍艦派遣を要請して、帝国日本の武力を以て五四運動以来福州における反日運動を鎮めようとしたが、後の共同調査を通して、事件の非が日本側にあることを明らかにした。

福州事件の真実を解明するに当たって、日中両国の共同調査に取り組んだ。正にこの共同調査の導入によって両国の外交交渉が始めて実質的な進展を遂げたのである。事件の解決においても、共同調査が果たした役割は意外におおきいものであった。共同調査が始まった一ヶ月ぐらいで、軍艦の引き揚げも実現でき、事件全体の解決に向かう初めの一步を踏み出した。この意味で、共同調査は両国間外交交渉中において果たしたきわめて重要な役割が高く評価しなくてはならない。

キーワード：福州事件 共同調査 外交交渉

はじめに

清末以降、日中両国の間では衝突事件がしばしば出来ていて、それに伴った外交交渉のいかんが常に事件最後の決着と深く関わっている。ゆえに、事件発生した後の外交交渉がしだいに重視されてきた。従って、外交交渉が有利な立場に保つため、両国は事件に対する調査にもいろいろな形に取り組んだ。最初の両国側それぞれ各自の事件調査はだんだん

立ち会い調査、会同調査、共同調査に至る過程が両国外交交渉における事件調査ルートの成熟を意味したのである。本稿では福州事件及び後の外交交渉を事例として、共同調査が両国間の外交交渉中に果たした役割を明らかにしていきたい。

1919年11月、駐福州日本総領事館領事代理森浩（生卒年不明）の内諾によって、日本人、台湾人が参加する所謂「商品保護隊」が組織され、貨物の安全保護に取り組んだ。16日、当隊は福州台江地方で学生や市民を殴り、

死傷者数人が出て、巡警兵士が弾圧に当たって、当隊の何人がまた料理店に隠れて、器具などを破壊し、多大な損害をもたらした。

事件が発生した後、日本駐福州領事森浩は意図的に事実を歪曲して、非が全部中国側にあると日本政府に報告した。これによって、中国側の強い反発を招いた。事件交渉が難航しているなかで日中両方が共同調査によって事件解決を求めた。

この福州事件²は在留日本人が計画的に仕組んだことが後の共同調査によって明らかになるに伴って、翌年11月12日、日本側公使小幡西吉(1873-1947)より外交総長顔惠慶に対し本件発生を遺憾とする照会公文を発し、中国側顔惠慶がこれに対し福州地方において排貨風潮の発生に伴い、日本商民の損失に「惋惜」を表明した。また日本政府から中国人負傷者千元、順記洋菜館に八百元の慰籍金を給与して解決した。

事件に関わる従来の研究を大別すると中国側は主に事件が五四運動(1919)の延長線において、五四運動の最後の高潮として、事件発生の歴史的意義、即ち、帝国主義を反対する全国人民一致して打ち勝ったことを強調している。そして、事件交渉をめぐって、「これは百年以来中国外交史上初めての勝利だ」とされた北京政府の認識もしばしば引用されている。³これに対して日本側は主に外交の面で福州事件を例として事件が発生した後日中両国政府間の外交交渉を取り上げ、地方外交と中央外交が併存⁴していた当時の中央政府が果たした機能を明らかにした。⁵

しかし、この事件の共同調査は如何なる形で行われたのか、事件の真実は如何なるのか、本稿は日中両国の外交史料に依拠して、福州事件とその後の日中両国の外交交渉を取り上げ、事件の解決に定着するまで両国の共同調査および共同調査が果たした機能を明らかにしようとするものである。

I. 福州事件の発生と経過

五四運動が発生した以後、間もなく全国に波及し、学生のみならず、労働者、商工業者を含む全国人民の反日運動となった。五月九日北京では全国学生連合会、十一日に上海学生連合会がそれぞれ結成され、緊急会議を開き、国内各商店に日貨不売を要請し、日貨調査、国貨紹介などに従事した。

これに呼応として、杭州・福州・広州・済南・開封・武漢・長沙・安慶・南昌等にも各省学連が成立し、日貨排斥、国貨提唱を盛り上げた。学生の動きに刺激されて、北京商務總會もボイコットの決議を出し、全国各商會に電報して同調を求めた。前後として天津・上海・南京・蘇州・成都・昆明をはじめ、地方の名もない中小都市に至るまで、運動に突入した。決議の内容としては、所属の各商店一切の日貨を販売させない、手元の日系銀行の紙幣を速やかに兌換し、今後絶対使用しない、在華の日系新聞には広告を登載せず、購読も停止する等である。

このような日本商品の排斥は従前の比類を見ないほど徹底的に行われ、中国大陸市場に依存する日本経済(主にマッチ・紙・雑貨類)にも致命的な打撃を与えた。

福州においても、例外なく、運動の影響を受け、学生連合会などを成立して、猛烈な日貨排斥運動が展開されていた。これによって、福州では、日本人商店を除き、市内各商店一切日貨を販売させない、販売すると厳重に処罰するという事になった。福州より闽江に遡る客船、貨物船も日本貨物の運搬が厳禁され、苦力による日本船の貨物積み卸しも厳禁された。また、市政府の許可により、市内洋頭口東の道も「国貨路」と名を改めて国貨の愛用を唱えた。これらの排日措置は勿論日本の利益に大きな損失を蒙られた。

日本駐福州総領事館は何回にも亘って排日活動の取り締まりを交渉したが、福建当局は布告を出して、一面は日貨排斥運動を取り締まる姿勢をしめたものの、もう一面は法律の範囲内の運動には法律外の取り締まりを加えることができないという立場を持って、完全に禁止する措置をとらなかった。

10月10日、中国の国慶記念日で、学生たちは愛国心を確かめあおうと、この日に一大提灯行列を催す準備を進めていたが、事前に知った当地領事館総領事代理森が、中国官憲に圧力をかけて、厳禁の措置をとらせた。これに対して、10月31日、日本人居留民たちは、中国巡警に守られて天長節祝賀提灯行列を堂々に行った。反日感情はよりいっそう煽り立てられたのである。11月11日、森は台湾籍商瑞順洋行が運搬中の燐寸を学生団によって押収・焼棄させた事件⁶を口実に福建当局に「日本人民憤怒ノ極ニ達シタレハ将来若シ学生ノ不法ニ遇ヒ双方衝突血ヲ流ス場合ア

リトモ責任ヲ負ワス」⁷と抗議を出した。これからも在留日本人たちの利益を代表する領事館の不満が高まったことがわかる。

在留日本人たちは学生による日貨排斥運動に打撃を与えようとして、計画を立てて、意図的に日本商品の運搬を実力で保護する自衛団を組織した。11月15日夜、日本居留民たちが「決死隊」を組織し、それぞれピストル・棍棒などの武器を用意した。16日、日本居留民は学生を挑発するいわば「囹」として、天田洋行所有の商品を二時間に亘って、市内各所に運搬した。「決死隊」は武器を持ってこれらの商品に「見え隠れに」付き添っていた。また、衝突が発生した場合に備えて、荷物の運搬経路の要所にも武器を所持している日本人が配置され、周到的準備をしていた。

午後五時半ごろ、学生三名は日本人居留民たちが隠れていた青年会館付近の大橋頭を通ったとき、急襲を受けた。二人は危うく逃げたが、一人は近所の台湾籍民宅へ連れ込まれて暴行を加えられた。彼等はさらに現場付近の路上の学生・市民らに暴行を加えながら、日貨排斥運動の中心と考えられていた「基督教青年会」に向かった。逃れた学生二人も青年会館に駆け込んで、事件を聞いて、集会を開いていた学生一部が現場に赴いた。そして青年会付近で大規模な衝突となった。決死隊員は学生等を暴行して、逃げるのを追って、青年会館内部にまで入り込んだのである。それ以上の行為のみならず、彼等は青年会館前で万歳を唱えた後引き返そうとした。そこへ急報を聞いた警察隊や軍隊が現場に駆けつ

けて、また争闘が始まった。中国軍警は威喝のために、空砲を発したただけであったが、日本人側は実弾を用いて抵抗した。三、四十分の後、ついに台湾総督府留学生福田源蔵が逮捕された。

福田の逮捕を知った日本領事館警察署署長の江口善海以下七名の警察官が福田源蔵の引き渡しを要求するため中国側警察署へ押しかけようとして、再び学生と衝突することになって、日本人らは付近の順記洋菜館に立てこもった。この闘争によって料理店内の物品が多数破壊され、大きな損害を被った。この報を聞いて江口署長らの救援に向かってきた日本人二人が懐中に凶器を持って現場付近にうろついて、逮捕された。事態の報告を受けた福建当局は警察隊を派遣して料理店内の江口署長以下日本人七名を救出し、逮捕された日本人三人も日本領事館に送り届けた。事件はようやく一段落を告げたのである。

この事件の負傷者は、日本側五名、いずれも打撲傷で、中国側十名、銃傷を負って重体になったものも何人かいた。

以上は日中共同調査の結果を基にした事件の発生及び其の概要であるが⁸、一方事件発生直後の両国側関係者の報告は以下のようなものである。

II. 事件をめぐる両国の対立

事件が発生した翌日 17 日、在福州日本領事館森浩領事代理により東京の日本外務省内田外務大臣宛て事件の詳細を下記のように報告すると同時に、在福州居留民が危険な状態に

あるとして、保護のために軍艦を派遣することを要請した。

(前略) 16 日ニ至リ邦商アマダ洋行ヨリレイス糸代価百二三十元ノ物ヲ台湾籍民五名ヲシテ監視随行セシメ搬出シタルニ午後五時半頃基督教青年会館付近ニ於テ青年会学生三名ノ為ニ取り押ヘラレ奪ヒ去ラレントスルヲ運搬苦力ノヲ拒絶シタル為学生ノ一名ハ苦力ヲ殴打セリ仍テ監視ノ籍民ハ直ニ走り寄り右学生ヲ打ち返シタル上一旦付近ノ籍民ノ宅ヘ連レ込ミ後直ニ支那巡警ニ引き渡セリ又他ノ学生二名ハ其隙ニ乗ジテ青年会ニ逃帰レリ之ニテ喧嘩ハ一応終了セルガ約一時間ヲ経テ又々衝突起レルコトヲ聞キ込ミ付近ニ散在セル籍民四五十名内地人五六名許リ現場ニ駆ケツケタルガ(或者ハ拳銃ヲ携帯シタリト認メラレル) 恰モ青年会ヨリモ数百ノ学生繰リ出シ来リ再ビ衝突シ惹キ起シ双方ヨリ発砲シ始メ更ニ間モ無ク急報ヲ得テ数百ノ武装巡警及兵隊駆ケ付ケ来タリ加フルニ無数ノ支那無頼漢等入乱レテ渡リ合ヒ双方トモ数名ノ負傷者(不明)ヲ出シ支那巡警一名生命危篤ナリト云フ但シ孰レノ発砲ニ命中シタルモノナリヤ群衆混乱ノ際固ヨリ不明ナリ元来本組合成立ニ就テハ帝国領事ハ之ニ興リタルコトナク其ノ後之ヲ耳ニシタルヲ以テ其ノ行動ヲ慎ミ取引ノ保護ニ必要ナル自衛的行動以外何等積極的ノ措置ニ出ヅヘカラザル旨ヲ申聞ケ尚更ニ内探セル所ニ依レバ別段不穩ノ計画アルヲ認メザリシ次第ナリ

喧嘩ノ当日衝突ノ起レルヲ耳ニスルヤ江口署長ヲシテ署員数名ヲ率ル現場ニ急派セルニ既ニ第一ノ喧嘩ハ終了シ居リテ何等ノ異状ヲ認メザリシヲ以テ付近巡邏中第二回ノ衝突突発シ直ニ其ノ場ニ臨ミ籍民ヲ取り押ヘント試ミタルニ学生側ハ署長署員ヲモ喧

嘩ノ中間ニ入レ瓦石ヲ飛バシ遂ニ発砲シ始ムルニ至リ到底抑止スヘクモアラザルヲ以テ一時付近ノ料理店ニ逃レタルガ其ノ間学生ハ迄モ之ヲ追撃シテ該料理店ガ日本人ヲ匿イタリトテ手当たり次第器具ヲ破壊シ多大ノ損害ヲ与ヘタリ又台湾総督府留学生福田源蔵ハ署長ト同時ニ現場ニ出カケタルニ忽チ兵士ヨリ銃後ニテ殴打セラレ数箇所ノ打撲傷ヲ負ヒ捕獲セラレタルガ生憎ポケットニピストルヲ所持シ居リタル為支那警察署ニ引致セラレタルガ交渉ノ末直ニ当館ニ引取りタリ支那人ハ支那重傷巡警ヲ狙撃セルハ同人ナリト主張スルモ同人ガピストルヲ発砲セザリシコトハ江口署長ニ於テ保証シ居レリシガ学生等ノ投ジタル瓦石ニテ後頭部ニ負傷セリ⁹

上記のように森は16日事件の非は完全に中国人学生側にあるとする報告を行ったことがわかる。また事件の遠因としても地方官憲の学生を中心とする不法的な日貨排斥運動の取締りが有効性に欠けたことにより在留日本人たちの不満が高まり、発生した衝突事件であると主張した。

18日、台湾総督も福州において同地学生と台湾人並びに内地人に大衝突を引起し死傷者が生じ、在留本邦人の通行さえ危険なる状態を呈している状態を以って、在福州台湾籍民保護のため軍艦派遣を要請したのである。

日本外務大臣内田康哉が報告を受け、慎重のため、19日再び在福州領事森に電報を打って、16日以後の状況について折返し報告を要求した。20日、森は「人心漸次鎮静ニ帰シ一般状況緩和ニ向ヒツツアルモ本邦商店ヲ襲撃スヘシトカ或ハ本邦人ヲ暗殺スヘシトカ等ノ

謠言流説熾ンニシテ在留民一般著シク不安ノ念ニ駆ラレ居ルヲ以テ此際是非軍艦派遣方御詮議ヲ請フ」¹⁰と回電した。

ここからも森は改めて福州では日本人を暗殺するなどの謠言流説が流行っているのです、日本在留民が不安の念にかけられ、危険の状態に直面していることを強調して、軍艦派遣を強く要請した。この要請に応じて、19日当時の原敬首相は海軍大臣加藤友三郎、外務大臣内田康哉の命によって出席した政務局長と相談して、軍艦派遣について「躊躇なく軍艦派遣を実行して異議なし」と決定した。¹¹

これで、日本政府は福州事件について詮議の上、森の要請に応じるように、20日軍艦嵯峨号を佐世保より駆逐艦二隻を福州回航することを決めた。

一方、中国側では、事件が発生した翌日17日、福建省長兼督軍の李厚基によって、北京外交部に

十六日午後省會南臺地方有日本人聚眾用刀槍傷我國學生并不服警察制止又用手槍打傷巡警一人如此無禮橫行暑恐釀成重大事故應請照知日使速電福建日領取締籍商完全負責除查明詳情續報外特此電達李厚基銑¹²

訳文：16日午後、省会南台地方で日本人が集まって刀や銃を以って我が国の学生を傷害し、警察の制止に従わず、巡警一人を銃傷し、こんな無礼横行な暴行は重大な事件に醸す恐れがあるため、速やかに日本公使に照会し、在福建日本領事に取り締まりを命じるとともに責任を負うようにと交渉することを請う

事件の非は完全に日本人にあるとして強く日本側を批判すると同時に、北京政府外交部を通して、在華日本公使館に対して、事件について憤慨するとともに、日本公使が在福州領事に在留日本人への取り締まりの強化を命じ、また事件の責任を負うようにと要求した。

18日、李厚基は事件発生の経緯及び中国側の負傷状況などを北京外交部に詳しく報告すると同時に、再び日本側は責任を負い、在福州日本人の不法行動を厳重に取り締まることなどを在華日本公使と交渉するように要請した。また、電報の中に「現在城台地方は元のような安定状態に戻し、学生等も警察庁より大義を以って曉し、皆本分を守り、日本居留民に対しても完全に保護する責任が負える」とも言明した。¹³

このように、事件発生した後、事件の真実について両国側関係者の報告がそれぞれ違っており、主張もお互いに対立するようになった。

III. 事件をめぐる外交交渉

北京政府側は事件の報告を受け、在華日本公使と交渉の要請に応え、事件発生の翌日17日、外交部熊垓秘書を派遣し、小幡公使と会見し、事件の非は日本側にあるとして抗議するとともに、居留民への取り締まりの強化と事件の拡大の防止を福州領事に命じるように申し入れた。

18日、在福州特派交渉員は北京政府に日本領事が軍艦派遣を本国政府に要請したことを報告した。外交部は再び日本公使に交渉し、

軍艦を派遣すれば当地人心が益々激しくなり、事件が更に拡大する恐れがあると思われるので、軍艦派遣を取り止めるようにと要求した。また、北京外交部は19日、在東京中国代理公使莊璟柯に福州事件の概要を述べ、日本外務省に対して抗議し、軍艦の福州への派遣の中止を求めるよう訓令を発した。24日、莊代理公使はこれを受けて、日本外務省植原次官と会見し、その旨を口頭で申し入れた。そして、26日に、正式に照会を日本外務省に提出した。

11月20日、外交部は再び覚書を以って、小幡公使に日本人の故なき暴挙に対して抗議すると同時に、事件発生の詳細、在留日本人居留民を厳重に取り締まり及び軍艦派遣を中止するよう申し出た。

21日、小幡公使は森の報告によって、「福州において排日気勢再び盛んに返し、領事館は再三厳重の抗議を提出したが、当地政府官憲は一片の告示を發したとか、形式的な回答を送付するに過ぎない、結局、日本人及び台湾人が日本貨物を保護するため自ら組合を設け、貨物保護に取り組んだ。当日の事件についても、学生が日本商天田洋行の貨物を取り押えられ、奪おうとし、運搬の苦力はこれを拒絶するため、引起したのである。」¹⁴と外交部に照会した。外交部は直ちに日本公使のこの照会を福建省李督軍に發し、事件詳細の判明を求めた。

同日、李督軍は北京外交部に事件は完全に日本人が引起して、福建当地官庁が終始日本在留民に対して完全保護の責任を持って、警察の一人は日本人に銃傷され、重体になって

も、警察は終始発砲しなかった。代わりに、逮捕された暴行を加えた日本人も安全に日本領事館に送還されたとのように事件の非は日本側にあると強調しながら、軍艦派遣が国交に妨害され、他の問題の引起す恐れもあるので、日本公使と嚴重に交渉して、軍艦派遣の中止を要望したと回電した。

民間では、19日、福建省国民大会を開き、事件をめぐって、李督軍に対する四か条の要求を議決した。即ち、日本政府に交渉し、在福州領事を更迭すること、新任領事をして謝罪すること、損害を賠償することと日本側関係者を日支合同裁判によって処罰することである。これらの議決要求からもわかるように、この事件の曲は全部日本側にあり、日本側がぜひ事件の責任を取るべきだということが当時中国官民の共通認識に違いない。同日、上海二三有力の漢字新聞紙上に福州電報として福州における日中衝突の様態を掲載し、日本人は青年会に闖入し、中国学生及び米国人十数名を殺傷し、事件当時領事館警察署長は日本人を指揮したと報道した¹⁵。

これをはじめとして、森領事の報告と違った報道が紙片のように各地に紛れた。五四運動以来、中国各地方一時下火になってきた排日運動はこの事件により再び盛り返しつつあるうちに、日本側もまず、11月21日、在中国小幡公使は内田外務大臣宛てに「当地方支那側人心ノ激昂甚シク漢、英字新聞共一齊ニ曲我ニ在ル如ク報道論議シ外交部ヨリモ頻リニ申越ノ次第モアリ（中略）貴電所報ノ事実以外報告洩れノ事柄又ハ訂正ヲ要スルコト等

アラハ至急電報相成度（中略）本件ニ及ヒ貴地ニ於テ自衛团的組合ヲ組織シタルコトハ穩ナラスト認ムル旨語り外交部側ニテハ之ヲ重視シ居ル模様ナル処右組合組織ノ件ハ貴電第五四号中ニモ見ユレト其成立ノ模様組織等猶詳細ニ承知致度シ大臣、上海、広東ニ電報セリ」¹⁶のように福州事件に関し新事実其成行及自衛団組合に付詳報方森副領事に指示するよう電報した。

次に、中国側から絶えない抗議と内外の報道による事件の曲が全部日本側にあるという一辺倒の雰囲気の中、11月24日、内田外務大臣より森宛の極密電報の中で森の事件報告の信憑性について再び確かめた。

当方入手ノ情報ニヨレバ今回貴地ニ於ケル衝突事件ハ予メ日本側ニ於テ其ノ計画ヲ立テ殊ニ現場ニ於テ日本巡査指揮ヲ為シ居リタルヤニ伝ヘラルル処今回ノ事件ニ付キテハ目下支那政府ト交渉中ニテ考慮ヲ要スル次第モアリ真相承知致度ニ付折り返シ右様事実ノ有無回電アリタシ¹⁷。

内田外務大臣はこの情報をどこから手に入れたかが分からないのだが、福州事件について事前に計画を立て、日本巡査が指揮したことがあるかどうか森からの報告の真偽性を疑っていることが一目瞭然なのである。

これらの疑いに対して、森の解釈がどうかはともかく、疑いができ、問われたら回答という応答形だけからも、まだ何かの隠蔽があるというイメージを人に残さざるを得ない。

日本政府は軍艦派遣の決定を下した後更に中国側の反感を買った。北京政府は20日在中国日本公使に嚴重に抗議をすると同時に、駐東京の外交部代理公使莊璟柯を通して、日本政府に事件の照会をした。

この時、軍艦派遣の中止はもはや不可能になったのだが、陸戦隊の上陸及び武力の使用に関しては「緊急特ニ已ムヲ得ザル場合ノ外海軍大臣ニ請訓ノ上処置スヘキ」との旨を日本政府から森に伝えたので、嵯峨号の入港に際して、福州の人心を刺激し、衝突の再発を招くことを恐れた福建当局は陸戦隊の上陸の取り止めの願いは実現しそうになった。¹⁸

しかし、23日夜一時、台湾人李塗水は鴨母洲の船に侵入し、船員は賊として、殴打の後、又船修繕用の桐油煙を体に塗抹して、夜明けに警察に引き渡した事件が発生した。在福州領事代理森はこの事件を察した後直ちに日本政府に報告した。¹⁹

昨夜十二時頃当地南台ニ於テ十二三名ノ学生通行中ノ一籍民ヲ取押ヘ激シク殴打ノ末「ジャンク」造船所付近ニ連行キ鈍刀ヲ以テ脊部太腿部其他数ヶ所ニ切創ヲ与ヘ且裸体トナシ全身ニ「コールター」ヲ塗付ケ何人ナルヤ判明セザル様ニナシ夜間其儘棄置キタルヲ今朝通行ノ支那人ニ発見セラレ支那巡警ニ於テ車ニ乗セ襪ヲ以テ掩ヒ支那警察署ニ運搬ノ途中一ノ籍民之ヲ発見シ付近巡邏中ノ当館巡査ニ密報シタルヲ以テ直チニ当館ニ引取リタリ目下手中ナルガ重体ナリ衝突事件ニ依リ日夜不安ノ念ニ駆ケラレタル在留民ハ本件ノ発生ニ依リ神経ノ亢奮甚ダシク更ニ何時如何ナル衝突事件ヲ惹起スルヤモ計リ

難キ形勢ナルヲ以テ極力鎮撫取締リヲ加ヘ居レガ此際彼等ニ安心ヲ与フルコト必要ト認メ昨二十三日晩着ノ軍艦嵯峨艦長ニ対シ福州迄溯江方ヲ依頼セリ尚支那側ニテハ該籍民ハ其付近ニ碇泊セル支那「ジャンク」船ニ泥棒ニ来リ船頭ノ為ニ殴打セラレタルモノナリト曲弁シ居レリ²⁰

森はこの事件の真実を再び歪曲して、学生による暴行事件として、日本政府に報告した。またこれにより元々日夜不安の念に駆けられていた在留民の神経の亢奮が更に甚だしくなり、何時如何なる衝突事件がまた惹き起されるかわからないことが原因で24日と25日、元来上陸の見合わせをしていた嵯峨号陸戦隊はそれぞれ四十名を見物の名で武装せずに上陸させた。

事件の拡大を憂慮した福建当局は24日、李督軍が一面に強硬な布告を發し、福州においての排日運動の取り締まりを強化して、市内での日貨排斥運動はほぼ完全に終息し、日貨の取引も平常通りに回復するに到った。他方、日本公使に対し、軍艦入港に従った日本水兵の上陸を取り止めることを北京外交部に強く要請した。

26日、北京外交部より人を派遣し、在華日本公使に抗議をすると同時に、北京外交部外交総長代理陳篆が小幡公使と会談する折に、此の人心を激動させる際、「双方ニ於テ嚴ニ注意シテ之ヲ避け」「陸戦隊ヲ陸上ゲシ若シクハ兵員ノ上陸遊行等（脱）コトハ徒ニ人心ヲ鼓動シ益々事件ノ拡大ヲ来ス外何等ノ効果モナク地方ノ秩序ハ地方官憲ニ於テ其ノ責ニ

任ズルニ付右様ノ事は無キヲ希望スル旨申述ヘタル」ということを提議させた²¹。それにもかかわらず、30日、陸戦隊員約60名が上陸し、日本人倶楽部に開かれた民会及び台湾公会連合の歓迎会に参加した。

これに対して、12月1日、日本政府も事件に関し正式に中国外交部に対して照会をした。このため、福建督軍は同日、学生連合会の解散を命じた。このように、日中両方は事件の曲直をめぐる主張が正面に対立し、口頭であるいは文書で激しい応酬が繰り返された。

IV. 事件に関する共同調査

事件の解決が難航している中で、両国の外交当局から現地へ人員派遣して共同調査を行って、その調査結果に基づき、解決を図るという構想が浮き上がった。

11月26日小幡公使は外交部外交総長代理と会談の時、「事件の曲直ハ何レノ側ニアルニセヨ夫ハ調査ノ上判定スルコトトシ」、この点について双方同意することを表した。29日になると、中国側はこの調査案ですでに具体化を進めた。外交部は参事王鴻年、陳煥章、秘書瀋觀辰を派遣することを決定した。これに対して小幡公使は至急日本側も委員の派遣を申し出た。²²

日本政府はこれについての決定経緯が分からないが、12月2日、外務省から松岡洋右書記官(1880年3月4日-1946年6月27日)を福州へ派遣することが決定した。9日東京を出発する予定で、同時に北京公使館からも西田畊一翻訳官を派遣していくことを決めた。²³

これで、福州事件発生して以来、両国は自国側の報告に基づき、それぞれの策を打ち出して事件に対応する局面が一変した。両国は誠意を以て正式に共同調査の手続きによって、遺憾なく事件の真相を査明し、共同調査両方の意見一致によって認定された事実を最終確定的なものとし、これを公表し、世人の疑惑を一掃して、事件の解決を謀るようになった。

12月3日、在中国小幡公使が共同調査施行の手続き及びその旨を中国政府に申し入れ、北京外交部は異議なし、その旨を直ちに、福州官憲及び特派調査員に電訓した。

12日、西田通訳官が福州当地に到着、福建督軍は特に小蒸気を仕立て、出迎え員二名を馬尾に発した。先に到着した中国側の共同調査員王鴻年一行が宿泊している英商「グランドホテル」に宿泊することにした。

12月15日、共同調査委員たちが初めての会見をし、調査を公平且つ徹底的に行うため、「(一)共同調査ハ双方委員限リトシ当地日支官憲ヲ全然関与セシメザルコト (二) 共同調査場ヲ旧独逸領事館トスルコト (三) 共同調査ノ結果ハ双方ニ於テ署名シ本国政府ニ報告スル迄委員以外絶対秘密トスルコト (四) 調査ノ方法ハ双方ヨリ事件ノ顛末ヲ述ベ証拠ヲ提示シ先ツ実地調査ヲ行ヒ両国関係者ヲ取調ブルコト」と決めたが、松岡書記官がまだ福州に到着していなかったため、(三) (四) についての回答は到着してからになった。²⁴

共同調査は20日午前より開始したが、その一日前の19日、松岡書記官より内田外務大臣あての電報の中で、「目下当地ノ状況ハ平

穏ニシテ差当リ在留邦人ニ危害ノ恐ナルベシトノコトニモアリ此ノ上引続キ軍艦碇泊ノ必要ナシト認メラルルノミナラズ共同調査ヲ進ムル上ニ於テモ此ノ際先ツ軍艦ヲ引揚ゲラルルコト却テ好都合ナリト信ズルニ付至急右御詮議相成様致度シ」²⁵、軍艦の引き上げを要望した。

松岡のこの報告は事件発生してからすでに一ヶ月ぐらゐが過ぎ、福建当局李督軍の安定報告をしてからも一ヶ月で、福州において、表の平穏は恐らく疑いないことになった。最も重要なのは、共同調査が展開していくところで、日本委員等は軍艦の威力を借りて共同調査を行う口実を中国側に与えないというような考えがあつて、軍艦の引き上げが調査の公正性や真実性も確保できるのであつた。

このように、調査が始まる前も日本側は表で調査結果の客観性を重視している姿勢を示しながら、外務省本省は森領事代理からの報告の真偽についてまだ疑問を持ちつつであるようだった。

12月18日、共同調査をする前、内田外務大臣より松岡宛の電報の中に、内密を通して得た事件報告を審査の参考資料として松岡書記官に送った。

福州事件ニ関シ其後当方ニ於テ内密ニ得タル左記情報ハ或ハ真偽ヲ保シ難キ点アルヘキモ審査上ノ参考資料トナルヘキカト存セラルルニ付貴官御含迄ニ電報ス

(一) 在福州台華公司支配人桜丘琢磨ヲ主動者トシ台湾総督府留学生タル同府警察官其他發起人トナ

リ日貨保護隊五隊ヲ組織シタルカ右ハ商品ノ運搬保護ニ当ルノ外若シ之ニ妨害ヲ加ヘムトスル支那学生等ニ際会セハ寧ロ進ムテ彼等ト衝突ヲ起シ一気呵成ニ彼等ニ膺懲ヲ加フルノ策ニ出ツヘク右数回ニ及ヘハ学生等モ自ラ反省ヲ加フルニ至ルヘシトノ計画ニ基キタルモノニシテ(実行者ニハ主トシテ台湾人ヲ用ヒ且ツ泉州人ノ無頼漢ヲ傭入レタリト云フ)右ニ就テハ予メ領事館側ノ黙認ヲ得タル哉ニテ殊ニ古沢書記生ハ当初ヨリ本計画ニ支持ヲ与ヘ居タルモノノ如シ又發起人ノ勧誘ニ依リ台湾籍民及三井洋行等ヨリ寄付金ヲ得タルカ台湾銀行ハ寄付ヲ拒絶シタリトノ風聞アリ

(二) 十五日夜一部ノ發起人ハ邦人中ノ決死隊ヲ組織シ十六日ノ計画ヲ協議シタルカ天田洋行レース糸運搬ハ実ハ右計画ニ基キ故意ニ実行セラレタルモノニシテ途中要所ニ凶器ヲ携ヘタル邦人及籍民ヲ配置シ且ツ商品運搬指揮ノ任ニ当レル福田総督府留学生ノ如キハ衝突ヲ惹起スル場合ヲ慮リ薬品繃帶等ヲ携帯セリト云フ

(三) スクシテ一行ハ途中大迂回ヲ為シ帰路小橋頭ニ差懸リタル際学生ラシキ者貨物運搬ノ苦力ニ向テ其貨物ノ日本品ナリヤ否ヤヲ訊問セル刹那(或ハ当時学生等ハ貨物ヲ実験セムトテ手ヲ出シタリトモ謂フ)前記護衛隊ノ一行ハ拳銃又ハ棍棒等ニテ右学生ヲ殴打シ遂に三名ヲ逮捕シ之ヲ支那巡警ニ引渡シタリ

(四) 然ルニ上記ノ日本側決死隊ハ更ニ約五六丁先ナル青年会付近ニ学生ノ集合セルヲ聞知シ之ヲ襲撃スヘク前進シ会々前記学生殴打ノ報ニ接シタル青年会ノ学生等五六十名一団トナリテ何事カヲ協議シツツアル処へ突進シ爰ニ衝突ヲ惹起シ支那側ハ瓦礫棍棒又日本側ハ短銃日本刀鉄棒等ヲ以テ対戦スル

ニ至リ内四五ノ籍民ハ青年会構内ニ闖入シテ暴行ヲ敢テシタルヲ以テ米国人牧師拳銃ヲ発射シテ之ヲ防キタルカ籍民ハ之ト格闘ノ末右拳銃ヲ奪取シタリ

(五) 支那巡警及北軍兵共ニ小銃ヲ乱射シタルモ空弾ナリシカ如ク又日本側負傷者中興津三木ノ兩人ハ騷擾終了後北兵ノ為ニ捕ヘラレ各々ピストル又ハ出刃庖丁ヲ携ヘ居タル為メ銃剣棍棒ニテ殴打セラレ重傷ヲ負ヘリ

(六) 軍艦派遣ニ付き支那側ヨリハ頻ニ水兵ノ上陸見合ヲ希望シ領事モ大体同意見ナリシモ艦長ハ之ヲ肯セス市街見物ヲ名トシテ続々水兵(但シ武装セス)ヲ上陸セシメ在留民ノ熱狂的歓迎ヲ受ケタリ²⁶

この報告は事件発生以前の計画から、陸戦隊上陸の詳細まで些細なところまで踏み込んで、その要点を整理するとともに、森の報告をめぐる日中交渉の争うところも明確的に映し出した。陸戦隊の上陸のことから、この報告は日本政府に届いたのは恐らく陸戦隊員が参加した歓迎会の11月30日後である。勿論、松岡書記官が福建到着してからきた電報なので、松岡が東京から離れた12月9日以後ということも十分可能性がある。

この内密から得た事件報告の真偽性については後松岡の調査報告と比べて検討したいが、これに先立ち、松岡の軍艦引き上げ報告について続いていきたい。

前に述べたように、松岡は福州到着したばかりに、軍艦引き上げについて日本政府に一度報告したことがある。12月27日、松岡が再び、軍艦が引き続き碇泊したら、兵員の上陸を差し止めおくことが困難とし、上陸した

ら学生は「奇貨措く」として謠言蜚語を放つなどで、至急軍艦引き上げしたいと要請した。²⁷

12月28日、海軍大臣加藤友三郎より内田外務大臣宛て「軍艦嵯峨の行動に関し同艦長宛電訓通牒の件」の中に、海軍大臣から嵯峨艦長に引き上げを命じる訓令を發した。同日、外務大臣内田よりも小幡公使と松岡書記官宛て同旨の訓令を發した。²⁸ こうして、軍艦の引き上げは松岡の提議に應える形を以て実現した。しかし、これは福州当地の治安状況がよくなってきたことを意味することではなく、森領事の報告によれば、むしろ悪化しつつあることであった。共同調査が具体化に進んでいた12月、森は福州において、日貨排斥事件を続々日本政府に報告した。²⁹

中国側は絶えず軍艦の引き上げを強く要求したが、訓令字面通りに、「支那政府ヨリハ頻リニ軍艦引揚方請求シ来レルモ右決定ハ帝國政府自發的行動ニシテ支那政府ノ請求ニ応シタル次第ニ非ス」、軍艦この時の引き上げは中国政府と関係なく、日本政府の自發的な行動である。具体的な決定経緯は知ることが出来ないが、森の続発の日貨排斥事件報告はすでに軍艦引き上げの事実を変えないことが確実であった。軍艦の引き上げが決行された原因を考えると、日本政府は福州事件に対する認識が変わることとも言える、即ち、森の報告はこの時から事件の対応に基づく基礎の地位が失いつつあることを示すだろう。

1920年1月2日、瑞順洋行より燐寸を運搬する際、事前に探知していた学生はまたこれ

を強奪しようとした事件が発生した。森領事代理は嵯峨艦長とともに事件によって当地の不安を日本側に報告したが、松岡書記官は「(軍艦)引続き碇泊スル場合ニハ彼等ハ日本委員等ハ軍艦ノ威力ヲ藉リテ共同調査ヲ行ヘリナド唱フベク何レカト云ヘバ先ヅ後者ノ如キ口実ヲ与ヘザル」³⁰と考えたので、軍艦は予定通りに1月4日馬尾から出航した。

この軍艦引き揚げのことから、日本政府は始めて松岡の報告に基づいて、事件に対応したと言えるのだろう。

V. 事件の真相及び外交的決着

1月24日、松岡は日中双方の証人訊問及び争闘現場の踏査を経て、為された証言をまとめて報告する上、25日、また、各種の情報を総合して事件の沿革を推定した報告を日本政府に出した。

(前略) 領事館ニ於ケル申出ト雖モ要領ヲ得ザル廉多キノミナラズ虚構捏造ト認メラルル点亦尠カラズ (中略)

- (一) 天田洋行ノ荷物ヲ現実ニ運搬セルハ事実ナルモ右ハ全ク学生ヲ引掛クル為ノ囹ニ使用シナルモノニシテ延平ノ支那商ヨリ注文ヲ受ケタリトノコトハ作り事ナリ
- (二) 十一月十二日夜古沢書記生トサクヲカタクマトノ間ニ現実日貨ヲ侵害セル学生ヲ捕ヘ之ヲ支那官憲ニ引渡スベキ工夫ヲ為サンコトヲ相談シ其ノ実行ヲ台湾総督府留学生等ニ依頼シ同留学生等ハ更ニ台湾人等ニ謀リ一団体ヲ組織シ実行計画ヲ立テタリ尚主トシテ台湾人間ノ訴訟代言ヲ業トセルアラタニキヨシナル者裏

面ニアリテ最モ画策ニ参与セリ

- (三) 天田洋行ノ荷物ニハ尠ナクトモ十数名ヲ見エ隠レニ随行セシメ大橋頭ヨリ羊頭街及新橋付近ニ掛け二時間余持廻ハレリ
- (四) 争闘ニ関与セル日台人ノ数ハ尠ナクトモ二十名ヲ下ラズ (外ニ泉州人十数名加担セリト云フ) 其内鉄棒棍棒等ヲ持テルモノ鮮カラズ又拳銃ヲ所持セルモノ少数アリ単ニ学生ヲ捕フル丈ノ程度ヲ超越シテ可ナリ積極的ニ暴行ヲ遂ゲタリ³¹

この松岡の報告は森領事代理の報告の多くの点を否定し、森は事件の実態を隠蔽し、事実を歪曲したことも明らかになった。これで、事件の非は日本側にあることが確実になるとともに、日本政府は事件の対応も根底から大きく揺らいでしまうことになった。また、この報告は前述した内密からの報告と比較したら、松岡の報告は電報の標題通り、事件の沿革を推定した報告と言うなら、前述した内密からの事件報告はむしろ事件の細部すら白日の下に晒したとも言える。両者を照らし合わせて検閲すれば、事件の真相がいつそう明白になってきた。

言うまでもなく、福州事件は日本人が指揮の下、周密な計画によって、意図的に行われた日中衝突事件で、その実行は事前に領事館の黙認も得たうえ、事件発生した後、在福州領事代理森は意図的に事件の真実を歪曲して、その非が全部中国側にあるとして、軍艦の派遣も要請した。中国側抗議の声が絶えず響い

ていた中、森の事件報告も破綻が生じて、日本政府に疑われているようになった。

事件真相を解明しようと思って、両国は始めて共同調査を取り組んだ。この共同調査は日中両国政府の重視を得て、調査結果の客観性を確保するため、両国側当局者が参与しない、調査内容は委員以外には秘密にすることになって、以後事件の解決に導く根本となった。

共同調査が終了後、中日両国調査委員はそれぞれ北京、東京へ帰任し、両国政府は調査の結果報告に基づき、事件の解決を目指す交渉が始まった。事件当初中国側の要求、在福州領事の更迭、日本政府正式公文による謝罪の表明、損害賠償、犯行に加わった日本人及び台湾籍民の処罰なども改めて日本に正式に提出した。

1920年2月27日、中国外交部王鴻年が日本公使小幡を訪ね、正式に交渉する前、日本側が若し自発的に森領事代理を転勤する内意を言明すれば、中国側は交渉する時、要求条件の中に加えないことを伝えた。³²これで、3月12日、森の転勤は福州事件共同調査以前より外務省は既に決定した人事変動の名で帰朝する訓令を下した。同日、森の転勤は事件前も既定の更迭で福州事件と全然関係ないことを官報に公表しながら、日本公使小幡を通してこの旨も中国側に説明した。³³

事件最後の外交決着においてみると、中国側はかなり大きな成果をおさめたともいえるだろう。つまり、事件直後に提出した四つの要求：即ち、領事更迭すること、謝罪するこ

と、損害賠償、責任者処罰することの中で、共同調査の結果に基づいて、領事更迭は事件解決の正式交渉をする前に実現したので、責任者を処罰することを除いて、全部政府公文によって実現された。この意味でも、当時の外交当局にとってはこの事件交渉が外交史上初めての勝利だという認識は不当ではないと言える。

VI. 結び

上記からも分かるように、事件をめぐる共同調査がなくては、事件最後の決着に至れることもありえないかもしれない。この福州事件を見る限り、事件発生した後、両国の共同調査体制の導入によって、事件の真実を明らかにした。そのうえ、両国の外交交渉が始めて実質的な進展を遂げたのである。事件の解決においても、共同調査が果たした役割は意外におおきいものであった。共同調査が始まった一ヶ月ぐらいで、軍艦の引き揚げも実現でき、事件全体の解決に向かう実質的な一步を踏み出した。この意味で、共同調査は両国間外交交渉中において果たしたきわめて重要な役割が高く評価しなくてははいけない。

さて、本稿では福州事件を通して日中両国外交交渉及び事件の解決において共同調査が果たした役割の解明を目指した。なお、共同調査は近代日中両国外交交渉史中において、事件真実究明の手段としてはじめて導入したのはこの福州事件ではない。共同調査は外交交渉メカニズムの一部として、その導入もいろいろな挫折を経て、福州事件に至って有効

的手段として役割を果たしたのである。その挫折についての分析は、別稿でしたい。

【謝辞】

本稿は、銭鷗先生（同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授）より貴重なご意見を賜わり、心より深く感謝申し上げます。

【付記】

本研究は中国江西省高校人文社会科学重点研究基地招標項目『井冈山革命根拠地的外文史料翻訳及整理研究－以日本外交文書为中心』（No. JD16124），中国国家留学基金の研究成果の一部である。

脚注*

¹ 霍耀林，中国井冈山大学中国共产党革命精神与文化資源研究中心，外国語学院，専任講師，日本同志社大学グローバルスタディーズ研究科博士後期課程在籍。

² 参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正八年第二冊画下巻』と『日本外交文書 大正九年第二冊下巻』（1973），以下は『文書八年』と『文書九年』と略する。中国側は『中華民国外交部檔案』03-33-102 から 03-33-109 まで，台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵，李毓澍・林明德主編『中国近代史資料彙編・中日關係史料・排日問題』中央研究院近代史研究所，中華民國八十二年。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』（第三輯外交 106-117 頁）江蘇古籍出版社，1991 年。

³ 王大同「福州惨案和中国人民的反日闘争」『福州師範大学学報』1988 年第一期，中共福建省委党校編『福建革命史』上冊，福州：福建人民出版社 1991 年 101-108 頁，福州文史資料工作委

員会編『福州文史資料』第 2 集 1983 年 36 頁など，を参照。

⁴ この時の中国外交機関としては北京では中央政府内に外交を管轄する外交部を置くとともに，地方では「交渉署」も設置，その長は「外交部特派交渉員」で，各地方に設置していた外国領事館と地方レベルの外交交渉が直接できる。

⁵ 塚本元「福州事件と中日交渉」中央研究院近代史研究所編『第三届近百年中日關係研討會論文集』上冊，台北：中央研究院近代史研究所，1996，383-414 頁。藤本博生『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函 3，京都：同朋舎，1982，101-105 頁，を参照。

⁶ この事件については大正 8 年 11 月 13 日，在福州領事森より内田外相宛て，第 78 号電（『日本外交文書』大正八年二下 1050 頁）に記載してあるのだが，後の森の報告からみれば，極めて信憑性低いけれども，日本語の先行研究前掲塚本元「福建事件と中日交渉」や藤本博生『日本帝国主義と五四運動』のなかにそれぞれ事実として記した。中国語の先行研究によると，この事件も森が捏造した事件である。（前掲王大同「福州惨案和中国人民的反日闘争」。

⁷ 『中華民国外交部檔案』03-33-106-02-032，台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵 3-4 頁。

⁸ 大正 9 年 1 月 25 日，在福州森領事より内田外相宛，第 10 号電，松岡書記官より第 7 号，外務省編『日本外交文書』大正 9 年第二冊下巻 714-715 頁。

⁹ 大正八年(1919)11 月 17 日在福州森総領事代理より内田外務大臣宛第 80 号電，JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B11090282200（第 009 画像目から），支那に於て日本商品同盟排斥一件／福州事件 第一巻（外務省外交史料館），大正 8 年 11 月 17 日，在福州森領事より内田外相宛，第 80 号電外務省編『日本外交文書』大正 8

年第二冊下巻 1051-1052 頁, 1919 年 11 月 22 日『東京朝日新聞』3 頁, を参照.

¹⁰大正 8 年 11 月 20 日, 在福州森領事より内田外相宛, 第 82 号電『文書八年』第二冊下巻 1054 頁.

¹¹ 原奎一郎編『原敬日記』, 福村出版, 1981 年, 第五巻, 1919年11月19日, 173頁.

¹² 『中華民国外交部檔案』03-33-102 台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵, 文章中の日本語訳は筆者により.

¹³ 前掲『中華民国外交部檔案』03-33-102.

¹⁴大正 8 年 11 月 17 日, 在福州森領事代理より内田外務大臣宛て第 80 号, 『文書八年』第二冊下巻 1050 頁, 『五四愛国運動檔案資料』中国社会科学院近代史研究所中国第二歴史檔案館史料編集部編, 中国社会科学出版社, 1980 年 2 月, 447 頁.

¹⁵ 大正 8 年 11 月 19 日, 在上海山崎総領事より内田外務大臣宛て, 第 428 号, 『文書八年』第二冊下巻 1053 頁.

¹⁶ 大正 8 年 11 月 21 日, 在中国小幡公使より内田外務大臣宛て, 第 1473 号, 『文書八年』第二冊下巻 1055-1056 頁.

¹⁷大正 8 年 11 月 24 日, 内田外務大臣より在福州森総領事代理宛, 第 43 号(至急)(極密)電『文書八年』第二冊下巻 1060 頁.

¹⁸ 大正 8 年 11 月 20 日, 加藤海軍大臣ヨリ内田外務大臣宛て, 官房機密第 1526 号, 大正 8 月 11 月 20 日, 内田外務大臣より在福州森領事代理宛て第 42 号, 『文書八年』1054-1055 頁.

¹⁹ この事件は後の調査によれば学生の指使に非ず, 福州事件と関係なしことが明らかになった. 大正 8 年 12 月 6 日, 在本邦中国公使館書記官より芳沢政務局長宛て, 『文書八年』1104-1105 頁.

²⁰ 大正 8 年 11 月 24 日, 在福州森総領事代理より内田外務大臣宛て, 第 86 号, 『文書八年』1060-1061 頁.

²¹ 大正 11 月 27 日, 在中国小幡公使より内田外務大臣宛て, 第 1502 号, 『文書八年』1069 頁.

²² 大正 11 月 29 日, 在中国小幡公使より内田外務大臣宛て, 第 1515 号(至急), 『文書八年』1072 頁.

²³ 大正 12 月 2 日, 大正 12 年 4 日, 内田外務大臣より在中国小幡公使宛て, 第 1484 号, 第 1496 号(至急), 『文書八年』1096 頁, 1103 頁.

²⁴ 大正 8 年 12 月 16 日, 在福州森領事代理より内田外務大臣宛第 102 号, 本官發在支公使宛て第 92 号, 西田通訳官より左の通第 1 号, 『文書八年』1112 頁.

²⁵ 大正 8 年 12 月 19 日, 在福州森領事代理より内田外務大臣宛第 106 号, 松岡書記官より第 3 号, 『文書八年』1120 頁.

²⁶ 大正 8 年 12 月 18 日, 内田外務大臣より在福州森総領事代理宛(電報)第 50 号, 松岡書記官へ, 極密, 『文書八年』, 1118-1119 頁.

²⁷ 大正 8 年 12 月 27 日, 在福州森総領事代理より内田外務大臣宛て, 第 107 号, 『文書八年』1132-1133 頁.

²⁸ 大正 8 年 12 月 28 日, 加藤海軍大臣より内田外務大臣宛て, 官房機密第 1681 号, 『文書八年』1133 頁.

²⁹ 大正 8 年 12 月 4 日, 在福州森領事代理より内田外務大臣宛て, 第 99 号, 「邦商瑞順洋行及台華会社の貨物に対し中国学生不法行為をなしたる旨報告の件」, 『文書八年』1103 頁. 大正 8 年 12 月 30 日, 在福州森領事代理より内田外務大臣宛て, 公第 154 号, 「排日運動取締りに関する中国官憲宛公文写送付の件」, 『文書八年』1138-1140 頁.

³⁰ 大正 9 年 1 月 10 日, 在福州領事代理より内田外務大臣宛て, 第 3 号, 松岡より第 1 号, 『文書九年』第二冊下巻 699-700 頁.

³¹ 大正 9 年 1 月 25 日, 在福州森領事より内田外相宛, 第 10 号電, 松岡書記官より第 7 号, 『文書九年』第二冊下巻 714-715 頁.

³² 大正9年2月28日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛て第208号、『文書九年』第二冊下巻715-726頁.

³³ 大正9年3月12日、内田外務大臣より在中国小幡公使宛て第4号、『文書九年』第二冊下巻728頁.